

(目的)

第1条 この規則は、学校法人札幌大学役員報酬規則（以下「報酬規則」という。）第7条第2項の規定に基づき、学校法人札幌大学（以下「法人」という。）の役員退職慰労金の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(退職慰労金)

第2条 退職慰労金は、基本退職金と功労金に区分する。

2 基本退職金は、理事長、学長及び専務理事、常務理事並びに常勤監事に支給する。

3 功労金は、報酬規則第2条に定める役員に支給する。

(基本退職金の算定)

第3条 基本退職金の算定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事長については、次の算式により算定する。

役員退任時の報酬月額×在任年数×1.5

(2) 専務理事及び常務理事並びに常勤監事については、次の算式により算定する。

役員退任時の報酬月額×在任年数×1.5

(3) 本学を本務とする教職員（以下「本務教職員」という。）から学長に就任した場合は、次の算式により算定する。

{ (役員退任時の報酬月額) — (役員退任時にみなし格付けした教職員月額本俸) } × 在任年数 × 2.0

(4) 本務教職員以外から学長に就任した場合は、次の算式により算定する。ただし、役員退任後、引き続き本務教職員に任用された場合は、前号の算式により算定する。

役員退任時の報酬月額×在任年数×2.0

2 前項各号における在任年数について、1年に満たない月数については、当該月数を12で按分した年数（1月未満の端数は1月に切り上げ）とする。

(功労金)

第4条 功労金は、在任中の功績により、別表（功労金支給基準）に基づき支給する。

(支給時期)

第5条 退職慰労金は、役員に次に掲げる異動があったとき、既往の役職に対し原則として異動日の翌日から起算して14日以内に支給する。

(1) 退任

(2) 役職の変更

(支給制限)

第6条 当該役員が故意又は過失等により法人及び法人が設置する大学に重大な損害を与えたとき若しくは名誉を著しく損なう行為をしたときは、退職慰労金を支給しない。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

(学校法人札幌大学役員退職慰労金内規の廃止)

2 この規程の施行に伴い、学校法人札幌大学役員退職慰労金内規は、廃止する。

附 則（平成11年11月16日）

この規程は、平成11年11月16日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（功労金支給基準）＜第4条関係＞

役員		支給基準	
理事	常勤理事会を構成する理事	理事長	基本退職金 × 30%
		業務執行理事	
	業務執行理事のうち教職員を本務とする理事	報酬額 × 在任年数	
	上記以外の理事	2万円 × 在任年数	
監事	常勤監事	基本退職金 × 30%	
	非常勤監事	2万円 × 在任年数	

（付記）

上表の役職を兼ねている場合には、支給基準の上位となる役職を適用し、重複支給はしない。

別表中の在任年数について、1年に満たない月数については、当該月数を12で按分した年数（小数点第2位で四捨五入）とする。